

令和 8 年

第 5 回南知多町議会臨時会会議録

令和 8 年 7 月 2 8 日（開 会）

令和 8 年 7 月 2 8 日（閉 会）

愛知県知多郡南知多町議会

令和 8 年第 5 回南知多町議会臨時会会議録 目次

◎ 令和 8 年 7 月 28 日

1	議事日程	1
2	会議に付した事件	1
3	議員の出欠席状況	1
4	説明のため出席した者の職・氏名	1
5	職務のため出席した者の職・氏名	1
6	開会	3
7	日程第 1 会議録署名議員の指名	3
8	日程第 2 会期の決定	3
9	日程第 3 提出案件の概要説明	4
10	日程第 4 議案第 56 号（説明・質疑・採決）	4
11	日程第 5 議案第 57 号（説明・質疑・採決）	8
12	閉会	1 0
13	会議録署名議員	1 1

令和 8 年 7 月 28 日

第 5 回南知多町議会臨時会会議録

1 議 事 日 程

7 月 2 8 日

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 提出案件の概要説明

日程第 4 議案第 56 号 損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町大字大井地内
における車両損傷事故）

日程第 5 議案第 57 号 令和 8 年度南知多町一般会計補正予算（第 2 号）

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 （10 名）

1 番 木 藤 創 大

2 番 橋 本 由岐穂

3 番 山 本 優 作

4 番 鈴 木 浩 二

5 番 内 田 保

6 番 石 垣 菊 蔵

7 番 服 部 光 男

8 番 藤 井 満 久

9 番 吉 原 一 治

10 番 榎 戸 陵 友

欠席議員 （なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長 石 黒 和 彦

副 町 長 高 田 順 平

教 育 長 高 橋 篤

参 事 安 田 龍

総 務 部 長 山 本 剛 資

総 務 課 長 鈴 木 和 芳

企 画 財 政 課 長 坂 本 圭 志

建 設 経 済 部 長 奥 川 広 康

まちなみ環境課長 田 中 達 也

厚 生 部 長 坂 口 増 和

教 育 部 長 田 中 直 之

教 育 課 長 富 田 和 彦

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 坂 本 有 二

書 記 松 本 満 砂

書 記 山 下 英 将 書 記 加 藤 久 幸

〔 開会 9時30分 〕

○議長（鈴木浩二君）

皆さん、おはようございます。

本日は7月臨時会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

梅雨も明け、本格的な夏を迎えました。連日の酷暑が続いておりますので、体調管理に十分御留意いただきたいと思います。

また、町議会では夏休み期間中のあしたから8月25日まで中学生以上の生徒・学生の皆さんを対象に議場を学習スペースとして開放いたします。この機会に多くの皆さんの御利用をお待ちしております。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第5回南知多町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明等のため、地方自治法第121条の規定により、町長はじめ関係職員の出席を求めましたので御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

ここで発言する方に申し上げます。

聞き取りにくい場合がありますので、発言に際し、マスクを外し発言をしてください。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木浩二君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において8番、藤井満久議員、9番、吉原一治議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木浩二君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定しました。

日程第 3 提出案件の概要説明

○議長（鈴木浩二君）

日程第 3、提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

おはようございます。

本日、臨時議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様には公私とも大変御多用の中、御出席賜り、深く感謝申し上げます。

本日の臨時会で御審議いただきます案件は、損害賠償の額の決定及び和解についてをはじめ 2 議案であります。

それでは、提出案件の概要を御説明申し上げます。

議案第 56 号の損害賠償の額の決定及び和解につきましては、南知多町大字大井地内で発生した車両損傷事故について、損害賠償の額を決定し和解をするため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第 57 号は、令和 8 年度南知多町一般会計補正予算（第 2 号）であります。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 285 万 6,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 102 億 3,230 万 1,000 円とするものであります。

以上で、提出案件の概要説明を終わらせていただきます。

慎重御審議の上、円満かつ速やかに御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提出案件の概要説明を終わります。

日程第 4 議案第 56 号 損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町大字大井地内における車両損傷事故）

○議長（鈴木浩二君）

日程第 4、議案第 56 号 損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町大字大井地

内における車両損傷事故）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（山本剛資君）

それでは、議案第56号 損害賠償の決定及び和解について御説明を申し上げます。

2 ページを御覧ください。

南知多町大字大井地内で発生した車両損傷事故について、損害賠償の額を決定し和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

1 の相手方につきましては、記載のとおりであります。

2 の事故の概要につきましては、令和8年5月23日午前8時頃、南知多町大字大井地内の公園において、公園管理業務委託先の作業員による草刈り機での草刈り作業中、飛び石が公園前の相手方宅駐車場に駐車されていた相手方の車両のフロントガラスに当たり、当該フロントガラスを損傷させたものであります。

3 の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は53万5,655円で、和解の内容は、相手方に対し、事故に係る車両の修理代などとして上記損害賠償の金額を支払うこととするものであります。

今後におきましては、委託先に対する安全指導と作業手順の遵守を徹底させ、再発防止に取り組んでまいります。

以上で説明を終わります。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

それでは、この損害賠償事案について3点確認をいたします。

まず第1点ですが、公園管理業務の委託先はどこで、どこの公園でこの事例が発生したのか。それから2つ目は、フロントガラスの損害賠償額として53万5,655円としてお

りますけど、これはかなり私の感覚では高いなというふうに思われます。普通は10万円程度で終わるんじゃないかというふうに思うんですが、どのような破損状況で……。

○議長（鈴木浩二君）

すみません、内田議員、一問一答でございますよ、議会は。

○5番（内田 保君）

いや、これは議案ですからまとめていつも出していますよ、議案は。

○議長（鈴木浩二君）

いや、1つずつでないと、提出していないでしょう、その部分は一問一答で。

○5番（内田 保君）

議案はまとめてやるのがこれは普通、慣例ですよ、今までも。

○議長（鈴木浩二君）

ここには2つ出ておりますが、3つというのはどうですか。

○5番（内田 保君）

いえ、損害賠償のことについての中身が3つありますということです、質問がね。

○議長（鈴木浩二君）

中身が、質問が3つあるわけでしょう。

○5番（内田 保君）

そうそう、損害賠償についての中身が3つ質問しますということです。56号の……。

○議長（鈴木浩二君）

じゃあ、通告書には2つしかないですけど3つということですか。

○5番（内田 保君）

はい、そうそう。

○議長（鈴木浩二君）

じゃあまず2つやってください、取りあえず。

○5番（内田 保君）

じゃあまずその公園はどこかということと、それからフロントガラスの損害賠償の53万5,655円というのはかなり高いと思うんですね。なので、その部分についてはどうしてこのような破損状況があったのかと、それは特殊な車両だったのかということも確認をしたいと思います。よろしいですか。

○議長（鈴木浩二君）

まちなみ環境課長。

○まちなみ環境課長（田中達也君）

内田議員からの御質問に答弁いたします。

今回の原因者、公園管理委託業務の委託先につきましては、大井地区内にあります西園公園を委託しております大井老人クラブ連合会でございます。

2点目の御質問でございますが、相手方の車両につきましては輸入車、外国車でございます。なお、破損状況につきましては、フロントガラスのひび割れ程度でございます。また、損害賠償の額にはフロントガラスの修理期間中の代車として同等クラスの外国車をレンタルしたのも含まれております。以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木浩二君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

1点目についてもう少し聞きます。町と委託先の責任関係については今回自己責任だということを主張することもできたと思うんですけど、町が支払う対応になったその説明をしてください。

○議長（鈴木浩二君）

総務課長。

○総務課長（鈴木和芳君）

答弁させていただきます。

まず老人クラブについての保険としましては、老人クラブの会員が事故を起こした場合、人身の保険は入っておりますが、相手に対する損害保険は入っておりませんでしたので、今回は町が入っております損害賠償保険のほうで対応させていただいております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会の付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。これをもって終了いたします。

これより議案第56号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第57号 令和8年度南知多町一般会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第5、議案第57号 令和8年度南知多町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高田順平君）

それでは、議案第57号 令和8年度南知多町一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。

データの3ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ285万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億3,230万1,000円とするものでございます。

補正をお願いする内容でございます。

まず、歳出から説明いたします。

少し飛びまして、データは6ページの中段を御覧ください。

3. 歳出でございます。

10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費は285万6,000円の増額補正でございます。

これは、愛知県で開催される第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会を契機と捉え、子どもや地域の皆さんが多様な文化と触れ合うことができる国際交流の場やパラアスリートの挑戦を通じて障害への理解を深める心のバリアフリーの場を提供するために、観戦チケット購入費と配付するための郵便料を計上するものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

データは6ページの上段を御覧ください。

2. 歳入でございます。

19款1項1目繰越金は285万6,000円の増額補正でございます。

これは、今回の歳入歳出補正の財源調整として増額するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

2点確認をいたします。

ラーケーション等で関連させてこのチケットを広めるという、そういう方法もあると思いますが、本当に1つだけだとか10個だけだとかという、そういういろんなチケットになっていたと思います。主にどのような形で募集をし、チケットを渡すのか。

それから2つ目です。

公金を無駄遣いしないように、チケットはいつまでに応募時期として設定して、もし余るような状況になってきたときにはどういう処理をするのか、お答えください。

○議長（鈴木浩二君）

教育課長。

○教育課長（富田和彦君）

ただいまの御質問につきまして答弁させていただきます。

御質問1つ目のチケットの募集方法につきましては、保育園児の保護者へは保育所の公式LINEで、小・中学校の児童・生徒の保護者へは小・中学校向けの保護者連絡アプリを通じて案内チラシの配信を行う予定をしております。なお、児童・生徒の保護者への案内チラシには、アジア・アジアパラ観戦特別ラーケーションが2日以内で取得可能であることの周知を改めていたします。

チケットの申込みにつきましては、町の公式LINEを活用した予約申込みサイトに

て受け付け、配付方法は申込み時に登録いただいたメールアドレス宛てに電子配信をいたします。なお、メール環境がないなど電子での受信が困難な方には紙のチケットを郵送する予定をしております。

2つ目の応募時期につきましては、大会日程初日の1か月前である8月10日をめどに申込みの受付を開始し、大会の日程終了日の10日前の10月14日までに設定する予定をしております。募集期間中は申込状況の進捗を随時管理いたしまして、チケットに余剰が生じる可能性がある場合につきましては、スポーツ振興の観点から、町のスポーツ協会加盟団体や町公認地域クラブ、さらには障害のある方の社会参加を促進するため障害福祉サービス事業者等への募集を行うことも検討してまいります。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会の付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。これをもって終了いたします。

これより議案第57号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木浩二君）

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和8年第5回南知多町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

〔 閉会 9時47分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 鈴 木 浩 二

署 名 議 員 藤 井 満 久

署 名 議 員 吉 原 一 治